

令和6年度宮崎県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

現職教員が上級免許状や他教科免許状等の新たな免許状を取得するために必要な単位修得の機会を提供するとともに、資質の向上を図ることを目的とします。

2 主催

宮崎県教育委員会

3 開設科目、日程及び会場

	取得対象の免許	開設科目	日程	会場
1	小一・二種免	生活科教育法Ⅰ	令和6年8月6日(火)・7日(水)	宮崎県婦人会館 3階会議室
2	小一・二種免	生活科教育法Ⅱ	令和6年8月24日(土)・25日(日)	
3	高一種免(情報)	コンピュータ・情報処理	令和6年8月8日(木)・9日(金)	
4	特支一・二種免	視覚障害児教育論	令和6年11月16日(土)・17日(日)	
5	特支一・二種免	病弱者教育総論	令和6年11月9日(土)・10日(日)	
6	特支一・二種免	重複・LD等教育総論	令和6年8月22日(木)・23日(金)	

※ 現在文部科学省へ認定申請中のため講座の一部又は全部について変更することがあります。

4 受講対象者

学校(幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校)に勤務する教員その他主催者が適当と認める者としてします。

ただし、受講日時時点で以下に該当する者は受講できません。

- ア 傷病休暇・出産休暇・育児休業等の休暇休業又は休職の期間にある者
- イ 学校に勤務していない者

5 経費

受講料は徴収しません。ただし、テキスト等の準備物が必要な場合は受講者の負担とします。

準備物については、令和6年度宮崎県教育委員会免許法認定講習開設科目一覧をご覧ください。

6 申込方法

受講申込前に所属長の許可を受けた上で、電子申請システムにより令和6年5月31日(金)正午までに申込してください。申込期限を過ぎた場合は理由の内容に関わらず受理しません。

以下のQRコードまたは宮崎県ホームページから申込ページを開くことができます。



QRコードは株式会社
デンソーウェブの
登録商標です

宮崎県 認定講習

検索

7 申込みの際の留意事項

- (1) 免許状の取得に必要な単位は宮崎県ホームページ「教育・子育て > 教育・生涯学習 > 教職員 > よくある教員免許状の取得方法について」をご覧ください。
- (2) 幼稚園教諭免許状を基礎として小学校教諭二種免許状を取得しようとする場合、『生活科教育法Ⅰ』及び『生活科教育法Ⅱ』で修得できる単位は使用できません。
- (3) 『コンピュータ・情報処理』は、情報分野について基礎的な知識を有している者の受講を推奨します。講義ではmoodle、Google Colab 及び ChatGPT（ほかの生成AIでも可）を使用する予定としていますが、単位認定の関係上、操作補助等のサポートは致しかねます。
- (4) 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする場合、『重複・LD等教育総論』で修得できる単位は「含む領域」を含んでいませんので、免許状に定めようとする教育領域以外の事項の単位を別途修得する必要があります。

8 申込みをキャンセルする場合

可能な限り電話ではなく教職員課代表メールアドレス（ky-kyoshokuin@pref.miyazaki.lg.jp）へメールしてください。宮崎県内の公立学校の職員は、所属長にキャンセルする旨を伝えてからメールしてください。

9 申込者が定員を超過した場合

各講座には定員を設けています。申込者が定員を超過した場合、次の優先順位により選定し、なお超過する場合は抽選により受講者を決定します。

- ア 宮崎県内の学校等に勤務する者
- イ 取得しようとする免許状に対応する学校等に勤務する者
- ウ 取得しようとする免許状に対応する単位の修得数が多い者

10 受講可否の通知方法

宮崎県内の公立学校の場合は、勤務先の代表アドレスに所属長宛でのメールでお送りします。

その他の学校の場合は、申込者に直接メールでお送りします。

なお、受講を許可した場合でも、講習の妨げとなる行為が認められた場合は許可を取り消すことがあります。

11 受講可否の通知時期

令和6年7月上旬までに通知する予定です。宮崎県内の公立学校の職員で、通知の有無を教職員課管理担当に確認するときは事前に勤務先の代表アドレスに通知が届いていないか確認してから連絡してください。

12 講習の時間割

9:00～9:10	9:15～10:45		10:55～12:25		13:10～14:40		14:50～16:20
・出席確認 ・受講時の注意事項説明(初日のみ)	講義	休憩	講義	休憩	講義	休憩	・講義 ・試験又はレポート(最終日のみ)

※ 講師の判断により時間が変更となることがあります。

13 単位の認定

授業時数の5分の4以上を出席し、試験又はレポート等の成績審査に合格した者に単位を授与します。5分の4以上の出席がない場合は理由の内容に関わらず不合格とし、不可抗力により講習が中止となった場合も同様の取扱いとします。

合格者には、後日単位修得を証明する「学力に関する証明書」を送付します。

14 サービスの取扱い

- (1) 宮崎県立学校の職員の場合、職務に専念する義務の免除の対象となります。ただし、夏季休業中、冬季休業中、春季休業中に限ります。
- (2) 市町村立学校の職員の場合、市町村教育委員会にお問い合わせください。
- (3) 上記以外の学校の職員の場合、サービス監督者にお問い合わせください。